

改正案	現行
<p>〔差金の授受を約する取引〕</p> <p>第四条 法第二条第一項第十二号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品取引所法昭和二十五年法律第二百三十九号）（第二条第六項に規定する先物取引及び同法第四百四十五条の五第一項に規定する店頭商品先物取引（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。</p>	<p>〔差金の授受を約する取引〕</p> <p>第四条 法第二条第一項第十二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる規定により行われる取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（第二条第六項に規定する先物取引及び同法第四百四十五条の五第一項に規定する店頭商品先物取引（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）に該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項第十四号</li> <li>二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第六条第三項第十一号</li> <li>三 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第五十二条第三項第十二号又は第五十四条第四項第十二号</li> <li>四 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第五十八条第一項第十八号又は第五十八条の二第一項第十六号</li> <li>五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の八第一項第十七号又は第九条の九第五項第一号（同法第九条の八第一項第十七号に係るものに限る。）</li> <li>六 農業協同組合法（昭和二十一年法律第二百一十号）第十条第六項第十二号</li> <li>七 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十六号</li> <li>八 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十八条第</li> </ol>

<p>(金融商品の販売となる行為)</p> <p>第五条 法第一条第一項第十二号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第一項第十四号に規定する金融等テリバティン取引(前条の取引及び商品先物取引等を除く)又は当該取引の取次を</p>	<p>一 項第十七号</p> <p>九 保険業法(平成七年法律第百五号)第九十八条第一項第八号(同法第百九十九条において準用する場合を含む。)</p> <p>十 証券取引法(昭和二十二年法律第二十五号)第二十四条第一項第五号(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第十四条第一項において準用する場合を含む。)</p> <p>(金融商品の販売となる行為)</p> <p>第五条 法第一条第一項第十二号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前条の取引以外の取引であつて同条各号に掲げる規定により行われる取引(商品先物取引等に該当するものを除く)又は当該取引の取次を</p>
--	--